

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成29年7月13日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、愛知県立半田特別支援学校桃花校舎を、愛知県立大府もちのき特別支援学校の校舎とすること等に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

- (1) 愛知県立学校条例（昭和39年愛知県条例第25号）の一部改正に伴うもの
- (2) 知的障害のある生徒を対象とした愛知県立大府もちのき特別支援学校が平成30年4月に開校するのに伴い、愛知県立大府特別支援学校（病弱）に平成26年度から設置している知的障害のある高等部の生徒を対象とした学級を廃止するもの

2 改正の内容

- (1) 別表愛知県立半田特別支援学校桃花校舎の項を削り、愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎の項を加える。
- (2) 別表愛知県立大府特別支援学校の項中知的障害を対象とする高等部に係る規定を削る。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 その他

この規則の施行の日の前日において愛知県立大府特別支援学校の知的障害を対象とする高等部の生徒である者は、この規則の施行の日に愛知県立大府もちのき特別支援学校の高等部の生徒とする。

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立半田特別支援学校桃花校舎の項を削り、同表愛知県立大府特別支援学校の項を次のように改める。

愛知県立大府特別支援学校	病弱（身体虚弱を含む。）		
	小学部	中学部	高等部
	六年	三年	三年
			学校教育法第五十七条に規定する者

別表愛知県立大府もちのき特別支援学校の項の次に次の一項を加える。

愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において愛知県立大府特別支援学校の高等部（教育の対象とする障害種別が知的障害であるものに限る。）の生徒である者は、この規則の施行の日に愛知県立大府もちのき特別支援学校の高等部の生徒となるものとする。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

名称	障害種別	部・科	学科	修業年限	入学資格
----	------	-----	----	------	------

愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立半田特別支援学校の項まで 略

愛知県立ひいらぎ特別支援学校の項から愛知県立いなざわ特別支援学校の項まで 略					
--	--	--	--	--	--

愛知県立大府特別支援学校	病弱（身体虚弱を含む。）				
	小学部	中学部	高等部		
	六年	三年	普通科		
			三年	学校教育法第五十七条に規定する者	

愛知県立大府もちのき特別支援学校の項 略

愛知県立大府もちのき特別支援学校 桃花校舎	知的障害				
	高等部				
	普通科				
	三年				
				学校教育法第五十七条に規定する者	

愛知県立佐織特別支援学校の項以下 略

名称	障害種別	部・科	学科	修業年限	入学資格
----	------	-----	----	------	------

同上

愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
-------------------	------	-----	-----	----	------------------

同上

愛知県立大府特別支援学校	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	病弱（身体虚弱を含む。）	小学部		六年	
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者

同上

同上					
----	--	--	--	--	--

同上